

宇土市告示第73号

宇土市広報紙「広報うと」クーポン券掲載取扱要綱を次のように定める。

令和6年6月24日

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市広報紙「広報うと」クーポン券掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、宇土市が発行する広報紙「広報うと」(以下「広報紙」という。)に掲載する市内に事業所を有する企業等(以下「企業等」という。)のクーポン券(以下「クーポン券」という。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(掲載基準)

第2条 次の各号のいずれかに該当するクーポン券は、広報紙に掲載しない。

- (1) 法令又は条例若しくは規則等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (4) 思想、信条、政治又は宗教に関するもの
- (5) 第三者を誹謗し、中傷し、又は排斥するおそれのあるもの
- (6) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (7) 青少年の保護又は、健全育成の観点から適切ではないもの
- (8) 次に該当する者が掲載するクーポン券であるもの

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他の集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、市における一般競争入札の参加を制限される団体(法人以外の団体にあつては、当該団体の代表者が該当する場合を含む。)

- (9) 前各号に掲げるもののほか、掲載するクーポン券として適当でないと市長が認めるもの

(クーポン券の規格等)

第3条 クーポン券の内容、デザイン、規格、枠数、掲載位置及び掲載期間は、広報紙主管課である秘書政策課が定めるものとする。

(掲載の申請及び承認)

第4条 クーポン券の掲載を希望する企業等は、広報紙クーポン券掲載申請書(別記様式)に、掲載しようとするクーポン券原稿を添え、市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、30日以内に掲載の可否を決定し、速やかに当該申請を行った企業等にその旨を通知するものとする。

(クーポン券の責任)

第5条 クーポン券の内容に関する一切の責任は、クーポン券を掲載する企業等(以下「掲

載企業等」という。)が負うものとする。

(掲載料)

第6条 クーポン券の掲載料は、無料とする。

(掲載の取下げ)

第7条 掲載企業等は、クーポン券掲載を取り下げようとするときは、書面により市長に申し出るものとする。

(掲載の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、クーポン券掲載を取り消し、又は中止することができるものとする。

- (1) クーポン券原稿が市の指定する期日までに提出されなかったとき。
- (2) 掲載企業等又は掲載企業等の企業主が第2条第8号に掲げる者に該当することとなったとき又は該当することが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

2 市は、前項の規定による取消し又は中止により掲載企業等に生じた損害について、賠償の責めを負わない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月24日から施行する。

別記様式（第4条関係）

年 月 日

宇土市長 様

住所  
代表者氏名  
担当者氏名  
電話番号  
FAX 番号  
E-mail

広報紙クーポン券掲載申請書

宇土市広報紙「広報うと」クーポン券掲載取扱要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

掲載希望号	広報うと 月号～ 月号まで
店舗名	
店舗の所在地	宇土市
店舗の電話番号	
定休日・営業時間	例) 定休日：毎週水曜日、営業時間：10:00～17:00
クーポン内容	例) お食事された人 コーヒー1杯サービス（50文字まで）
利用条件	クーポン券1枚で（ ）まで利用可能 クーポン券は（清算・入店・ ）時に提出すること
備考	（100文字まで）
許可条件 ※確認・同意されたらチェックをお願いします。	<input type="checkbox"/> クーポン有効期間終了後1月間は使用された券を保管し、前月の使用されたクーポンの枚数を報告します。 <input type="checkbox"/> クーポンに起因する損害、苦情等について市は責任を負いません。 <input type="checkbox"/> 掲載終了を希望する場合は、掲載終了希望月の前々月末日までにメール又はFAX等にて報告します。

備考

- 1 申込期限は、掲載希望月の前々月末日（休日のときはその前日）です。
- 2 クーポン券の有効期限は掲載月の末日です。